

# 水路業務法（抜粋） 昭和25年4月17日 法律第102号

最終改正...平成19年6月6日法律第77号

## （目的）

第1条 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もって海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

## （水路測量）

第2条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法（昭和24年法律第188号）の適用を妨げるものと解釈してはならない。

## （水路図誌）

第4条 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦及びその他の水路に関する図誌をいう。

## （水路測量標）

第5条 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、国土交通省令で定める。

## （海上保安庁以外の者が実施する水路測量）

第6条 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

## （水路測量の実施方法の勧告）

第7条 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前条の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

## （水路測量の実施の公示）

第8条 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。第6条の規定による許可をしたときも同様とする。

## （水路測量の基準）

第9条 海上保安庁又は第6条の許可を受けた者が行う水路測量は、経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令で定める事項については政令で定める測量の基準に、それぞれ従って行わなければならない。ただし、専ら外国政府のために行う水路測量その他の世界測地系に従って行うことが適当でないものとして国土交通省令で定める水路測量は、世界測地系に代えて国土交通省で定める経緯度に関する測量の基準に従って行うことができる。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

- 一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。
- 二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

※政令で定められた測量の基準は、以下のとおりです。

- ・標高は、平均水面からの高さ
- ・干出岩及び干出たいは、最低水面からの高さ
- ・水深は、最低水面からの深さ
- ・海岸線は、水面が最高水面に達した時の陸地と水面の境界
- ・平均水面、最高水面及び最低水面の高さは、海上保安庁長官が公示するところによる。

(資料又は報告の提出の要求)

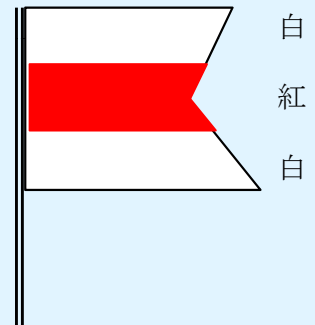
第10条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

(水路測量標及び測量船の保全)

第16条 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

罰則 本法第28条

第17条 海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。



※ 国土交通省令で定める標識は右図のとおりです。

第18条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

罰則 本法第29条第2号

(水路関係事項の通報)

第19条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(成果の公表)

第21条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成果の提出)

第22条 第6条の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を海上保安庁長官に提出しなければならない。

第23条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路に関する業務の受託)

第26条 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

第28条 第16条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第18条の規定に違反した者
- 三 第24条又は第25条第1項の規定により承認又は許可を受けなければならない事項を承認又は許可を受けないでした者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

### 水路測量を行う水域の区分について

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（抜粋）

（平成14年4月1日 海上保安庁告示第102号）

（最終改正年月日 平成21年3月31日 海上保安庁告示第110号）

水域の区分	水 域
特 級	水深が100メートル以浅で、次の各号のいずれかに該当する水域のうち、海上保安庁長官が海上の安全を確保するため特に必要と認めて指定する水域  1 港則法（昭和23年法律第174号）第12条に規定する航路及びその付近 2 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号ハに規定する水域施設及びその付近 3 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号に規定する水域施設及びその付近、又は同法第2条第8項に規定する開発保全航路及びその付近 4 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第2条第1項に規定する航路及びその付近 5 しゅんせつ、障害物の撤去その他の水底に変化を及ぼす行為を行った水域及びその付近
一 a 級	水深が100メートル以浅で、前項水域の欄第五号に該当する水域（特級の水域を除く。）
一 b 級	水深が100メートル以浅の水域（特級又は一 a 級に該当するものを除く。）
二 級	水深が100メートルを超える水域

具体的な調査方法及び基準については、海上保安庁海洋情報部ホームページをご覧ください。最寄の管区海上保安本部海洋情報部へお問い合わせ下さい。

◆URL : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>